

IMO

第 2 回 人 的 因 子 訓 練 当 直
小 委 員 会 報 告 書

(この冊子は、HTW2/19 を一般財団法人海技振興センターが仮訳したものである)

平成 27 年 3 月

一般財団法人 海 技 振 興 セ ン タ ー

人的因子訓練当直小委員会
第2回会合
議題 19

HTW 2/19
2015年2月6日

海上安全委員会への報告書

目次

1	総論	3
2	他の IMO 委員会の決定事項	3
3	モデル訓練コースの検証	4
4	資格証明書に関連した不法行為の報告	13
5	モデル訓練コースの策定、改正、並びに検証に関する指針の改正	14
6	2010 マニラ改正実施のためのガイダンス	16
7	STCW-F 条約関連決議 6 及び 7 に関するフォローアップ活動	19
8	人的因子の役割	19
9	極海域を航行する船舶に乗り組む船員の訓練要件	24
10	旅客船の安全訓練に関する STCW の見直し	27
11	原油タンカーにおける火気使用作業手順の訓練	32
12	海上における遭難及び安全に関する世界的な制度 (GMDSS) の詳細な見直しの第一回目	32
13	E ナビゲーション戦略実施計画	33
14	危険物の商品輸送に係る IMO 関連規則の適切な実施に関する 船主と船員に対する指針の策定	33
15	条約非適用船舶に対する非強制規則	35
16	HTW 3 の 2 年間の議題及び暫定議題	35
17	HTW3 の議長及び副議長の選出	37
18	その他の議題	37

附属書一覧*

- 附属書 1 モデル訓練コースの策定、改正、並びに検証に関する改正指針の MSC-MEPC サーキュラー案
- 附属書 2 極海での運航船舶の業務に従事する船長及び航海士の訓練要件に関する、1978 年改正船員の訓練、資格証明及び当直の基準に関する国際条約の改正案
- 附属書 3 極海での運航船舶の業務に従事する船長及び航海士の訓練要件に関する、STCW コード A の改正案
- 附属書 4 極海での運航船舶の業務に従事する船長及び航海士の訓練要件に関する、STCW コード B の改正案
- 附属書 5 2014 年から 2015 年の 2 年間における HTW 小委員会の 2 カ年状況報告、及び小委員会の権限の下での次期 2 年間の議題の成果
- 附属書 6 2016 年から 2017 年の 2 年間の提案議題
- 附属書 7 HTW 3 の暫定議題案
- 附属書 8 ECDIS に関するよい実施のための MSC サーキュラー案
- 附属書 9 代表団の意見

※ : 本附属書は、仮訳を収録していないので、Original Text を参照されたい。

1 概要

1.1 人的因子訓練当直小委員会 (HTW) の第 2 回会合は、Bradley Groves 氏 (オーストラリア) を議長として、2015 年 2 月 2 日から 6 日の日程で開催された。氏は、2015 年度の議長として、HTW 1 において全会一致で選出されたものである。同じく HTW 1 において、Mayte Medina 氏 (米国) が全会一致で 2015 年度の副議長として選出された。

1.2 会合には、文書 HTW 2/INF.1 に示す、IMO 加盟国及び準加盟国からの代表团及びオブザーバー、政府間組織からのオブザーバー、及び諮問的地位を有する非政府組織が出席した。

事務局長の開会挨拶

1.3 事務局長は、参加者に対して歓迎の意を表した後、開会の挨拶を述べた。挨拶の全文は、次のリンク先である IMO のウェブサイトからダウンロードすることができる。

<http://www.imo.org/MediaCentre/SecretaryGeneral/Secretary-GeneralsSpeechesToMeetings/Pages/Default.aspx>

議長の言葉

1.4 これを受けて、議長は事務局長の指針と励ましの言葉に謝意を表し、事務局長の勧告と要請については小委員会及び作業部会の審議において十分に検討することを約束した。

議題の採択及び関連事項

1.5 小委員会は議題 HTW 2/1 (事務局) を採択し、小委員会の作業は、文書 HTW 2/1/1 (事務局) に記載の暫定議題及び文書 HTW 2/1/2 (事務局) に記載の合意に対する注釈に従って進めることで全般的に合意した。各議題の下で検討された文書リストを含め、今次会合の議題は文書 HTW 2/INF.7 に示されている。

2 他の IMO 委員会の決定事項

2.1 文書 HTW 2/2 (事務局) における報告の通り、小委員会は、MEPC 66、MSC 93、NCSR 1 及び III 1 における決定及びコメントを確認した。また、文書 HTW 2/2/1 及び HTW 2/2/1/Corr.1 (事務局) における報告の通り、MSC 94 の決定及びコメントを確認し、関連する議題項目の審議においてこれらを考慮した。

3 モデル訓練コースの検証

モデルコースのプログラムに関する報告

3.1 小委員会は、モデルコースの作成状況、及びフランス語・スペイン語への翻訳の進捗状況に関する事務局の更新情報（HTW 2/3）を確認した。また、フランス語圏及びスペイン語圏の諸国に対し、モデルコースの翻訳を支援可能な適格な有資格者を求めるよう要請した。

3.2 小委員会はまた、以下の点も確認した。

- .1 前述の文書に記載されたモデルコース 72 の内の 47 は、作成されてから 5 年以上が経過している。
- .2 訓練提供者に提供される、モデルコースに含まれる情報とガイダンスが正しいものであることが重要である。
- .3 モデルコースは、2010 マニラ改正の要件を満たすよう、訓練提供者による船員向け訓練プログラムの作成を支援する内容でなければならない。
- .4 モデルコースは、STCW 条約及びコードに示された最小限の要件を正確に反映していなければならない。
- .5 現時点では、定期的にコース内容を見直し、検証するための正規のプロセスは存在しない。
- .6 コース内容の見直し及び検証のための正規のプロセスを、最長でも 5 年周期で設定する必要がある。
- .7 モデル訓練コースの策定、改正、並びに検証に関する指針の改正のため、確かな基準、及び標準化され、透明性のあるプロセスを構築することが極めて重要である。

3.3 上記を踏まえ、小委員会は、議題 5 の下でモデルコースの作成、更新、及び検証プロセスのための改正ガイドライン案について審議する際には、上記の要因を考慮すべきであることに合意した。

3.4 オーストラリアの代表団は、個人の安全と社会的責任に関するモデルコース 1.21 の見直し及び更新が未完了であること、更に検証のため HTW 3 に改正モデルコースを提出する予定であることを小委員会に報告した。

モデルコースの検証

ケミカルタンカー荷役の上級訓練、石油タンカー荷役の上級訓練、及び液化ガスタンカー荷役の上級訓練の改正モデルコース

3.5 小委員会は、ケミカルタンカー荷役の上級訓練、石油タンカー荷役の上級訓練、及び液化ガスタンカー荷役の上級訓練の改正モデルコースの草案（それぞれ、HTW 2/3/1、HTW 2/3/2、及び HTW 2/3/3）について、予備的検討を行った。

3.6 これに関連して、小委員会は、HTW 1 において、HTW 2 における検証を目的として最終的に策定するため、石油タンカー荷役の上級訓練及び液化ガスタンカー荷役の上級訓練のモデルコースを、米国が調整役を務めるコレスポndenシスグループに付託したことを確認した。

3.7 続く審議において、以下の見解が示された。

- .1 ケミカルタンカー荷役の上級訓練のモデルコース 1.03 の改正では、STW 43 において合意されたモデルコースの改正及び更新の原則が厳密には守られていなかった。
- .2 改正モデルコース 1.02 及び 1.05 では激しい雷雨の中での作業の危険性について言及されているが、モデルコース 1.03 の改正案には含まれていない。
- .3 コースの作成者は、IMO のモデルコースは世界中で使用されることを意図されており、特定の国の要件により制約を受けないものであることを念頭に置かねばならない。
- .4 起草部会は、ケミカルタンカー荷役の上級訓練に関するモデルコース 1.03 の改正案を検討するに当たり、文書 STW 43/WP.7 で示されたモデルコースの改正及び更新の原則を考慮すべきである。

3.8 審議の後、小委員会は、STCW 締約国が STCW 条約及び STCW コードの 2010 マニラ改正を実施するためのモデルコースを緊急に必要としていることを考慮し、モデルコースの最終的な策定のために、モデルコースを検証する起草部会 1 を設置し、文書 HTW 2/3/1、HTW 2/3/2、及び HTW 2/3/3 の詳細な検討を付託した。更に、小委員会による検証を目的として、詳細に検討した上で、ケミカルタンカー荷役の上級訓練、石油タンカー荷役の上級訓練、及び液化ガスタンカー荷役の上級訓練に関連する STCW コードの条項の範囲と、提案されたモデルコース案の内容とを比較するようドラフティンググループに要請した。

海事英語及び機関室シミュレータの改正モデルコース

3.9 小委員会は、海事英語の訓練に関するモデルコースの草案 (HTW 2/3/4) に対して予備的検討を行った。これは、STCW 条約及び STCW コードの 2010 マニラ改正採択の結果、改正及び更新が行われたものである。

3.10 続く審議において、以下の見解が示された。

- .1 モデルコースの改正案には、STCW コードに示された海事英語に関する知識、理解、及び技能の要件が正確に反映されていない。
- .2 「コミュニケーションアプローチ」及び「機関当直の一部を担う部員のための海事英語」の定義を含む必要がある。
- .3 海事英語の講師の資格証明についても、甲板、機関室、及び無線部での船員としての業務経験を考慮すべきである。
- .4 一般海事英語に割り当てられた講義時間数が過剰であり、合理的でない。
- .5 当該のモデルコースは海事英語を教えるものであり、英語自体を教えるものではない。
- .6 部員向けコースの内容が高度過ぎるので、STCW コードの要件に合わせて調整すべきである。

3.11 若干の審議の後、STCW 締約国が STCW 条約及び STCW コードの 2010 マニラ改正を実施するためにモデルコースを早急に設置するための支援が必要であることを考慮し、小委員会は当該のモデルコースを起草部会 2 に付託し、小委員会による検証のため、モデルコースの最終

案策定を要請した。

3.12 小委員会は、機関室シミュレータの訓練に関するモデルコースの草案 (HTW 2/3/5) に対して予備的検討を行った。これは、STCW 条約及び STCW コードの 2010 マニラ改正採択の結果、改正及び更新が行われたものである。

3.13 続く審議において、提案されたモデルコースの改正案について以下の見解が示された。

- .1 機関室シミュレータの訓練コースとして構成されていない。
- .2 表 III/1 及び III/2 に示された要件に関する訓練がシミュレータを用いて実施されるべきであるという点を反映していることについて懸念がある。
- .3 IMO モデルコースの書式が踏襲されていない。
- .4 コース作成者が見直し、更に修正する必要がある。

3.14 審議の後、小委員会は、HTW 3 による検証のために最終的に策定する目的で予備的検討を行い、コース作成者にガイダンスを提供するため、機関室シミュレータに関連する見直しモデルコース案の文書 HTW 2/3/5 を起草部会 2 に付託した。

ガス又は低引火点燃料を使用する船舶に乗り組む船員の特別な訓練要件に関する新モデルコースの策定

3.15 小委員会は、ガス又は低引火点燃料を使用する船舶に乗り組む船員の特別な訓練要件に関する新モデルコースの策定を提案する文書 HTW 2/3/8 (ノルウェー) について検討し、このモデルコースの策定を提案した。

3.16 続く審議において、以下の見解が示された。

- .1 ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の船員のための特別な訓練要件の新モデルコースの作成は有益である。
- .2 小委員会が、小委員会は、ガス又は低引火点燃料を使用する船舶の船員のための特別な訓練要件に関する STCW 条約及びコードの第 5 章の改正を原則的に承認したため、モデルコースの作成を直ちに開始することができる。

- .3 当該モデルコースは、STCW コードの第 5 章で提案された要件を反映していなければならない。
- .4 当該モデルコースは、本会合の議題 5 で完成が予期されるモデルコースに関するガイダンスの改正版、並びに今次会合で完了予定の改正及び作成プロセスに基づいて作成しなければならない。
- .5 関係各国の代表団は、ノルウェーと連携してこのモデルコースを作成することが可能である。

3.17 審議の後、小委員会は、ガス又は低引火点燃料を使用する船舶に乗り組む船員の特別な訓練要件に関するモデルコースを作成するというノルウェーの提案を謝意を以て承認し、小委員会の次回会合で審議するため、同国に対してモデルコース案を提出するよう要請した。これに関連して、小委員会は、関係各国の代表団に対し、ノルウェーと連携してこのモデルコースを作成するよう要請した。

運用レベルのレーダー航法に関するモデルコースの改正

3.18 小委員会は、IMO 決議 MSC.192(79)に示されたレーダー機器の現在の性能基準からの、運用レベルのレーダー航法に関する IMO モデルコース 1.07 の逸脱について分析した結果を提供し、当該モデルコース改正の必要性を提案する文書 HTW 2/3/7 (中国)を検討した。これに応じて中国は、運用レベルのレーダー航法に関するモデルコースを可能な限り速やかに改正することを提案した。

3.19 続く審議において、以下の見解が示された。

- .1 運用レベルのレーダー航法に関するモデルコース 1.07 を改正する必要性については明白である。
- .2 管理レベルのレーダー航法に関するモデルコース 1.08 の顕著な面も、これに応じて改正する必要があると思われる。
- .3 改正内容は、モデルコース 1.07 を逸脱してはならない。
- .4 当該モデルコースは、STCW 条約及びコード、SOLAS 条約、及び決議

MSC.192(79)の要件に従い、新たな、或いは更新された運用基準を考慮したものでなければならない。

3.20 審議の後、小委員会は、運用レベルのレーダー航法に関するモデルコースを改正するという中国の提案を謝意を以て承認し、小委員会での検討のため、モデルコースの改正案の提出を中国に対して要請した。これに関連して、小委員会は、関係各国の代表団に対し、中国と連携してこのモデルコースの改正と更新を行うよう要請した。

ECDIS 及び IBS/INS のモデル訓練コースの改正

3.21 小委員会は、「人的因子分析プロセス」及び航行の安全性を考慮した上で、ECDIS に関するモデルコース 1.27、及び IBS/INS に関するモデルコース 1.32 の内容、並びに他の IMO モデルコースとの関連性を分析した文書 HTW 2/3/9（イタリア）を検討し、ECDIS 及び IBS/INS に関連するモデルコースの改正を提案した。

3.22 続く審議において、以下の見解が示された。

- .1 ECDIS の訓練は、他の訓練と統合し、訓練プログラム実施中の最適な時期に実施されなければならない。
- .2 イタリアは、モデルコースの訓練要件よりもむしろ、ECDIS の設計並びに性能基準に関する懸念を表明した。
- .3 ECDIS の複雑さに関しては、相応の検討が必要である。
- .4 当該の性能基準の改正案は、モデルコースの範囲を超えている。
- .5 ECDIS のモデルコースは、2010 マニラ改正に従い、2012 年に改正されたばかりである。
- .6 「S」モードは最終的に策定されておらず、未だ作成中である。
- .7 IBS/INS のモデルコースには改正が必要であるが、現段階ではなく、小委員会が更新中の優先順位リストに掲載する可能性がある。

3.23 審議の後、小委員会は、小委員会の次回会合で検討するため、イタリアに対して詳細な改正案の提出を要請した。

南極海域の航行に関する国際コース

3.24 小委員会は、チリの南極海域の航行に関する国際コース（CIOAA）についての情報を提供する文書 HTW 2/3/6/Rev. 1（チリ）について検討した。このコースは、航海士向けにチリの管海官庁が作成したコースで、南極海域を航行するチリの船舶で働く職員の要件となっている。委員会は、南極海域を航行するすべての船舶のために IMO が作成するモデルコース案として、同文書を検討した。

3.25 続く審議において、以下の見解が示された。

- .1 このコースは、STCW コードの B 部第 5 章 g 節に準拠しており、極海を航行する船舶に対するガイドラインに盛り込まれた条項を補完するものである。
- .2 極海における船長、職員及び乗組員の訓練要件に関する STCW 条約第 5 章の改正が最終的に策定されていないため、このようなモデルコースを作成することは時期尚早である。
- .3 モデルコースが作成された場合、それは STCW 条約及びコードに規定された訓練要件と整合性の取れたものでなければならず、且つ特定の地域に限定されたものであってはならない。
- .4 モデルコースは強制規定ではないが、強制力を持つ STCW コードの要件を反映している。
- .5 STCW 条約の要件を反映していないモデルコースを検証することは不可能である。また、暫定条項を満たすためのモデルコースを作成することにより、前例を作ってはならない。
- .6 第 5 章の改正が承認された後、モデルコース作成のスケジュールを作成しなければならない。

3.26 これに関連して、アルゼンチンの代表団は、極海域を運航する船舶の船長、職員、及び乗組員の訓練要件に関する第 5 章の改正に基づきモデルコースを作成するため、チリと協力することに関心があると表明した。

3.27 カナダの代表団は、小委員会に対して、極海域を運航する船舶の船長、職員、及び乗組員の訓練要件に関するモデルコースを作成する意向であると報告した。

3.28 審議の後、小委員会は、STCW 条約第 5 章の改正が準備される前の段階においては、極海域を運航する船舶の船長、職員、及び乗組員の訓練要件に関するモデルコースの作成は、時期尚早であるとの見解で合意した。

3.29 小委員会は、STCW 条約及びコードの第 5 章に関する前述の改正が小委員会で最終的に策定された後にモデルコース案を作成するよう、チリ、アルゼンチン、カナダ、及び関係する他の加盟国に要請した。

船員の評価、試験、及び資格証明のモデルコース並びに指導者向け訓練コースの見直し及び更新

3.30 小委員会は、国際海事教育者協会及び国際海事大学連合が、「船員の評価、試験、及び資格証明に関するモデルコース」3.12、及び「指導者向け訓練コース」の 6.09 を共同で見直し及び更新をするという提案に対し、謝意を示した上でこれを確認し、小委員会での審議のためにモデルコースの改正案を提出するよう要請した。

起草部会の設置

3.31 小委員会は、George Edenfield 氏（米国）を議長とする起草部会 1 を設置し、総会における決定とコメント、更に STCW 締約国が STCW 条約及び STCW コードの 2010 マニラ改正を実施するためのモデルコースを早急に設置するための支援が必要があることを考慮し、文書 HTW 2/3/1、HTW 2/3/2、及び HTW 2/3/3 の検討、及び下記事項を指示した。

- .1 小委員会によるモデルコース検証のため、ケミカルタンカー荷役の上級訓練、石油タンカー荷役の上級訓練、及び液化ガスタンカー荷役の上級訓練に関する STCW コードの条項の範囲と、前述のモデルコース案の内容とを比較すること。
- .2 2015 年 2 月 5 日（木）に報告書を提出すること。

3.32 小委員会は、Kersee Deboo 氏（インド）を議長とする起草部会 2 を設置し、総会における決定とコメント、更に STCW 締約国が STCW 条約及び STCW コードの 2010 マニラ改正を実施するためのモデルコースを早急に設置するための支援必要があることを考慮し、文書 HTW 2/3/4 及び HTW 2/3/5 の検討、及び下記事項を指示した。

- .1 小委員会による検証を目的として、海事英語に関連した STCW コードの条項の範囲と、提案されたモデルコース案の内容とを比較すること。
- .2 HTW 3 において改正案を検証し、最終的に策定する目的で、機関室シミュレーターに関するモデルコースを予備的に検討し、コース作成者にガイダンスを提供すること。
- .3 2015 年 2 月 5 日（木）に報告書を提出すること。

起草部会の報告

3.33 小委員会は、起草部会 1 の報告書（HTW 2/WP.6）及び起草部会 2 の報告書（HTW 2/WP.7）を受領した後、それらを全般的に承認し、以下の項に要約したことを実施した。

ケミカルタンカー荷役作業の上級訓練

3.34 小委員会は、特に講師向けマニュアル（パート D）及び評価（パート E）において、STCW コードと重大な矛盾があることによって、「ケミカルタンカー荷役作業の上級訓練」の見直しを完了できなかったことに注目した。このモデルコースは緊急に必要であることを念頭に、小委員会は、この作業を委員会の期間に継続することに同意し、米国のコーディネイトの元にレスポンスグループを設置した。

3.35 従って、小委員会は上記 3.34 項に関するモデルコースをパート D とパート E 完結するためにレスポンスグループに送り、検証のため HTW 3 に提出するよう事務局に指示した。

機関室シミュレーター

3.36 提出された機関室シミュレーターのモデルコース案に関する多くの見解に従って、小委員会は当該モデルコースの更なる改正のために、コース作成者を支援する観点で、HTW2/WP.6 の附属書 2 に記載したガイダンスノートを確認し、検証のため HTW 3 に提出する

ことを承認した。

3.37 小委員会は、次の改正されたモデルコースを検証した。

- .1 石油タンカー荷役作業の上級訓練
- .2 液化ガスタンカー荷役作業の上級訓練
- .3 海事英語

そして、事務局にできるだけ早く最終化して発行することを指示した。

3.38 小委員会は、これに関して小委員会が行ったモデルコースの検証は、その内容に異論の余地が無いことを再確認した。その上で小委員会は当該文書を承認せず、そのため当該文書は、条約の公的解釈とみなすことはできない。

* _____

コーディネーター：

Capt. George Edenfield,
United States Merchant Marine Academy
Kings Point, NY 11024, United States
電話：+ 1516-726-5874
Email：EdenfieldG@USMMA.EDU

4 資格証明書に関連した不法行為の報告

事務局に報告された不正証明書に関する報告

4.1 小委員会は、2013 年から 2014 年の間に事務局に報告された、検査中に船上で発見されたか或いは使用されたと伝えられた不正証明書の詳細について、事務局からの情報 (HTW 2/4) を確認し、この目的のために改正された報告書式 (STW 38/17、附属書 1) を使用して、発見した不正証明書の詳細の報告を加盟国政府に対して強く求めた。

4.2 小委員会は、HTW 1 及び STW 44 において STW 43 での要請を繰り返し、加盟国と国際組織に対し、資格の不正証明書に関する問題の対応策の提案を次回会合に提出するよう求めたことを再確認した。

4.3 これに関連し、小委員会は、締約国から報告された多数の不正証明書を確認し、加盟国及び国際機関に対し、最初に STW 43 において、次いで STW 44 及び HTW 1 において繰り返し要請された通り、次回会合で検討するための提案を提出するよう要請した。

4.4 小委員会は加盟国に対し、証明書の確認を容易にするための最新の情報を事務局に提出し、更に証明書の確認の要請に対して即座に対応するよう要請した。

4.5 オーストラリアの代表団は、同国では 2012 年に、基本保安訓練の資格証明のために、プラスチック製のクレジットカードサイズの資格証明書を導入し、その成功を受けて、2014 年には部員、有能海員及び GMDSS 無線通信士に関しても同様の資格証明書を導入したことを小委員会で報告した。加えて、HTW 3 で、これらの方策の実施に関する最新情報を提供する予定であると報告した。

証明書の検証

4.6 小委員会は、事務局から口頭で提供された情報により、IMO ウェブサイトを通じた証明書の検証の利用が 2014 年は 13,297 回に上ったことを確認した。

5 モデル訓練コースの策定、改正、並びに検証に関する指針の改正

5.1 小委員会は、以下の点を想起した。

- .1 MSC 91 は、当該項目の完了には 2 回の会合を必要とするとして、調整機関に STW（現在の HTW）小委員会を指定した上で、「5 モデル訓練コースの策定、改正、並びに検証に関する指針の改正」の成果を委員会の次期 2 年間の議題に含めた。
- .2 HTW 1 は、モデルコースの作成、更新、及び検証のための改正ガイダンスの準備に関連する進捗状況を確認し、加盟国及び国際組織に対し、HTW 2 にコメント及び提案を提出するよう要請した。

5.2 米国（HTW 2/5）は、HTW 1 の作業部会が提案した改正点（コース作成者、審査部会、及び起草部会への指導案を含む）を包含したガイドラインの改正案を提示した。

5.3 続く審議において、以下の見解が示された。

- .1 モデルコースの改正、作成、及び検証には、正規のプロセスが必要であるという点に関して全般的な合意を得た。
- .2 IMO によるモデルコースの公開に必要以上の遅れが生じないように、各段階に期間を設定する必要がある。

- .3 モデルコースの見直しの周期を 5 年に設定するのは大掛かりに過ぎるため、見直しは必要性に基づいて行うべきである。
- .4 2010 マニラ改正の決議 15 では、STCW 条約及びコードに対する改正は、可能ならば 5 年の周期で重要な改正を広範囲に行い、採択するよう勧告している。
- .5 提供されたガイダンスが正確且つ最新のものとなるよう、モデルコースの見直しを行う必要がある。
- .6 改正ガイドラインでは、検証の定義を明確にする必要がある。
- .7 審査部会案のランダム性に関して懸念があり、むしろ、審査部会は輪番を基本として選択されるべきである。
- .8 提案された初期見直しに関して、事務局内で入手できるリソースに対して慎重な検討を行い、必要に応じて強化しなければならない。

5.4 徹底した審議の後、小委員会は、提示されたコメントと見解、特に議題 3 の審議の中で提示されたものを考慮の上、委員会の承認を目的として小委員会で検討するため、当該文書を作業部会 1 に付託し、詳細に検討した上でモデルコースの作成、更新、及び検証のためのガイドラインの改正案を準備するよう指示した。

作業部会 1 の設置

5.5 小委員会は、本会議における決定とコメントを考慮し、Marina Angsell 氏（スウェーデン）を議長とする作業部会 1 を設置して以下の作業を付託した。

- .1 委員会による承認を目的として小委員会で検討するため、文書 HTW 2/5 を検討し、モデルコースの作成、更新、及び検証のためのガイドラインの改正案を作成すること。
- .2 文書 HTW 1/WP.3 の附属書 3 に提示された IMO のモデルコースのリストを見直し、改正や更新が必要なモデルコースを優先項目として特定すること。

- .3 旧態依然のモデルコースを定期的に見直すプロセスについて、小委員会に勧告すること。
- .4 2015年2月5日に報告書を提出すること。

作業部会1の報告

5.6 作業部会1の報告書（HTW 2/WP.3）を受領の後、小委員会はその内容を全般的に承認し、以下の項に要約した措置を講じた。

モデルコースの作成、更新、及び検証のためのガイドライン

- 5.7 小委員会はモデルコースの作成、更新、及び検証のための新ガイドラインの1.1項の脚注に‘validated’の意味に関する文を含めることに合意した。
- 5.8 小委員会は、附属書1に掲載したモデルコースの作成、更新、及び検証のためのガイドラインのMSC-MEPCサーキュラー案を是認した。

IMOモデルコースの見直しと優先的に改正や更新が必要なモデルコースの特定

- 5.9 小委員会は、文書 HTW2/WP.3 の附属書5に掲載した改正モデルコースのリストと優先順位を確認した。
- 5.10 小委員会は、次を目的として5年又はそれ以上に古くなったモデルコースの見直しの準備の行うことを事務局に指示した。
 - .1 それぞれのモデルコースの見直しや更新をどの小委員会が責任を持つか特定すること
 - .2 HTW 小委員会の責任である古いモデルコースの見直しについて、事務局の海事訓練及び人的因子部の必要なリソースと予想される負荷を評価すること
 - .3 検討のため、HTW3に見直し結果を提出すること

6 2010 マニラ改正の実施に関するガイダンス

6.1 小委員会は、以下の点を再確認した。

- .1 MSC 89 は、STW 小委員会の 2012 年から 2013 年の 2 年間の議題及び STW 43 の暫定議題に、2014 年の完成を目標とした「2010 マニラ改正の実施に関するガイダンスの作成」の計画成果を含めることで合意した。
- .2 MSC 93 は、2010 マニラ改正の実施に関する更なるガイダンスの必要性を考慮し、「2010 マニラ改正の実施に関するガイダンスの作成」の目標完了日を移行措置の終了、すなわち 2017 年まで延期することで合意した。

色覚検査を含む健康診断要件

6.2 IMHA (HTW 2/6) は、現在利用可能な色覚検査の選択肢を見直し、現在のリストに対して有効な代替策を勧告するため、2014 年の 1 月 20 日から 21 日に日本の神戸で開催された専門家のワークショップの成果に関する情報を提供した。

6.3 続く審議において、以下の見解が示された。

- .1 一部の問題は、現在の検査手順と旧式の機器を使用していることに起因している。
- .2 研究機関主導の方法は、必ずしも現実的な解決策にならない点に留意する必要がある。
- .3 小委員会により解決できる具体的な問題は提起されなかった。
- .4 一部の国では、医師の診断と協調する動きがある。
- .5 条約の要件と現在の船員への適用可能性の間には、潜在的な矛盾がある。
- .6 現在の船員に対する医学的基準については、視力基準と検査手順を含め、既に STCW コードの A 部第 1 章 9 節で取り上げられている。

6.4 更に IFSMA のオブザーバーは、附属書 9 に記載の声明を発表した。これに関連して、小委員会は、現在の船員に関する問題は、STCW コードの A 部第 1 章 9 節の中で十分に対応されていることを明確にした。小委員会は、さらに健康証明書の発給につながる国の健康基準を設立するために、すでに海上経験のある船員と新人では差があることを 2010 マニラ改正

の A-1/9 の第一項に認めていることを、明確にした。

6.5 これに関連して、ノルウェーの代表団は、提起された問題の解決策を求め、IMHA と密に連携する意欲を示した。

6.6 審議の後、小委員会は、関係する加盟国及び国際組織に対し、小委員会による検討のために将来的な提案を提出するため、IMHA に協力するよう要請した。

管理上の負担を軽減するために GISIS で通信するための STCW 関連情報

6.7 中国 (HTW 2/6/1) は、STCW 条約の第 4、8、9 条、及び STCW コードの A 部第 1 章 7 節に規定された、多様な報告及び情報の伝達に関する締約国の義務について、透明性及び法的効力の観点から行った分析に関する情報を提供し、GISIS モジュールの将来の実用化により STCW 条約の実施における管理上の負担が軽減される可能性があるとして提案した。

6.8 続く審議において、以下の見解が示された。

- .1 GISIS を通じて情報を提供する際に用いる組織の業務用語を設定すべきである。なお、英語での更なる提出は不要とすべきである。
- .2 技術協力委員会により国別海事統計概要が作成されているが、すべての加盟国がその完成に関心を持つわけではない。
- .3 すべての国内法を英語に翻訳する必要はない。

6.9 審議の後、小委員会は当該文書を設置予定の作業部会 2 に付託し、詳細な検討を行った上で、必要に応じて小委員会に勧告するよう要請した。

その他の議題

6.10 小委員会は、文書 HTW 2/INF.5 の中で日本により提供された「日本での練習船を用いたリーダーシップ訓練の紹介」に関する情報を、謝意を以て確認した。

作業部会 2 の報告

6.11 作業部会 2 の報告書 (HTW 2/WP.4) を受領の後、小委員会はその内容を全般的に承認し、以下の項に要約した措置を講じた。

管理上の負担を軽減するために GISIS で通信するための STCW 関連情報

6.12 小委員会は、作業部会の提案を是認した。

- .1 文書 HTW2/6/1(中国) で提案された三種類のカテゴリーの提案及び STCW GISIS モジュールの仕様の作成文書の附属書にある関連表と同様、STCW の GISIS モジュールに提出する文書選択、そして
- .2 作成と進展のための GISIS モジュールの機能要件、技術仕様及び適切なアクセス権

6.13 小委員会は、作業部会が新 GISIS モジュールの作成の初期段階であること、及び時間の制限により、指示されたガイダンスを完成させることができなかったことを確認した。そして、加盟国と国際組織に検討のため、HTW 3 にコメントと提案の提出を要請した。

7 STCW-F 会議の決議 6 及び 7 に対するフォローアップ活動

7.1 小委員会は、今次会合には検討すべき文書が提出されていないことを確認した。

7.2 小委員会は、この議題に関しては、これまでの 2 回の会合において提出物が無かったことを確認し、海上安全委員会及び海洋環境保護委員会及びその下部機関の組織化と作業方法に関するガイドラインに基づいて、議題 16 を検討する際、この成果を 2 年間の議題から削除するよう委員会に要請することで合意した。

8 人的因子の役割

MEPC 66 の成果

8.1 小委員会は、MEPC 66 では、人的因子の役割に関する文書が委員会の会合に提出されなかったことを確認した。ただし、HTW 小委員会の議題に同委員会の作業に関連した項目が含まれることを考慮し、人的因子に関連したあらゆる問題と、この問題に関する HTW 小委員会の成果を必要に応じて検討するため、MEPC 66 は、その議題に同項目を保持することに合意した。

MSC 94 における成果

ISM コードに関するポートステートコントロール検査官のためのガイドライン

8.2 小委員会は、MSC 94 (HTW 2/2/1 及び HTW 2/2/1/Corr.1) が、III 1 (III 1/18 の附属書 4) で用意した通り、MEPC 67 は ISM コードに関するポートステートコントロール検

査官のためのガイドラインの草案をコメント徴求のために HTW 小委員会に付託することで合意した、との勧告を受け、IACS が表明した追加的な定義が必要であるとの見解を考慮し、MEPC 68 及び MSC 95 による承認の前に、ISM コードに関するポートステートコントロール検査官のためのガイドラインの草案を、議題「人的因子の役割」の中で検討するため、HTW 2 に付託することで合意したことを確認した。

8.3 IACS のオブザーバーは、ISM コードに関するポートステートコントロール検査官のためのガイドラインの草案に対する改正を提案し、過去にシステム上の不具合が立証されたとして、ポートステートコントロール検査官により不備の通告を受けたが、正当な理由が無く、又は具体的不具合を正確に特定するための調査が無かったという事例を避けるため、文面草案を改良する可能性があるという見解を示した。

8.4 これに関して、IACS のオブザーバーは以下を行った。

- .1 「障害」と「深刻な障害」という用語を区別するための適切な定義を第 5 節に挿入することを提案した。
- .2 既に会社が不備に対して適切に対処したか否かを示す証拠の有無を査定するため、ポートステートコントロール検査官による専門的判断を適用することに関して、「専門的判断の適用に際し、PSCO は、当該の不備が ISM コードの不履行に直結しないよう、既に会社が不備に対して適切に対処したか否かを示す証拠の有無を、船舶で働く乗組員も含め、評価しなければならない。」という内容を、新たに第 6.3.2 項に入れることを検討するよう小委員会に要請した。
- .3 不適合、事故、及び危険な状態が企業に報告され、対応されていることを見込んだ、ISM コードの第 9 節及び第 10.2 節の正当性を評価するよう要請した。

8.5 続く審議において、以下の見解が示された。

- .1 前述の IACS による提案は、詳細に検討した上で、ガイドライン案に盛り込むべきである。
- .2 ガイドラインでは、「障害」と「深刻な障害」の区別を明確にする必要が

ある。

- .3 ポートステートコントロール検査官の判断を ISM コードの実施の評価に限定することは無益であり、ISM システムの土台を損なう恐れがある。
- .4 ポートステートコントロール検査官が ISM コード型の監査を PSC の検査中に行い、会社が是正処置を実行しているかどうかを判断することは適切ではない。

8.6 徹底した審議の後、小委員会は、提示された見解の中でも特に IACS の見解を考慮し、III 1 により用意され、文書 III 1/18 の附属書 4 に示された *ISM* コードに関するポートステートコントロール検査官のためのガイドラインの草案を、人的因子の問題を検討し、必要に応じてコメントするために設置された作業部会 3 に付託した。

疲労の軽減及び管理に関するガイドラインの改正

8.7 小委員会は、MSC 94 において、*疲労の軽減及び管理に関するガイドライン*に関する MSC/Circ. 1014 の見直しを提案する文書 MSC 94/18/7 (オーストラリア他) を検討したことを確認した。また、MSC 94 は、委員会の次期 2 年間の議題に「疲労に関するガイドラインの改正」の新たな成果を含め、HTW 小委員会を調整組織に指名し、HTW 2 において既存の議題「人的因子の役割」の中でこの新たな成果に対する予備的検討を行い、HTW 3 の議題に含めるよう指示したことを確認した。

疲労の軽減及び管理に関するガイドラインの改正のために提案されたアプローチ

8.8 オーストラリア他 (HTW 2/8) は、小委員会における予備的検討のために、「疲労の軽減及び管理に関するガイドライン」(MSC/Circ. 1014 の附属書) の改正及び更新について提案されたアプローチに関する情報を提供した。

8.9 英国 (HTW 2/8/2) は、MSC/Circ. 1014 *疲労の軽減及び管理に関するガイドライン* (HTW 2/8) の改正について提案されたアプローチに関してコメントを発表した。

8.10 続く審議において、以下の見解が示された。

- .1 現在のガイドラインは内容が古いため、改正が必要である。

- .2 疲労は現在においても事故の主要な要因であるため、全体的な方法で対応すべきである。
- .3 STCW 条約、ISM コード、2006 年の海事労働条約などの国際的な規定では、疲労軽減のための改正及び調整が行われた。
- .4 配員レベルと疲労は互いに関連し合っているため、船舶の配員の問題には対応する必要があるが、船舶の配員の問題はこの成果の範囲外である。
- .5 疲労の原因と軽減策の検討は、会社及び船舶で扱える問題の範囲を超えている。
- .6 現在のガイドラインに示された具体的な指針は、船主、船長、乗組員、水先案内人、造船技師、訓練提供者に限定されている。
- .7 船員の疲労の軽減について、主管庁を含む外部の関係者の役割に関する具体的な指針を、改正ガイドラインに含めるべきである。
- .8 すべての関係者は、疲労の軽減と管理のための現実的な解決策の開発に関与すべきである。

8.11 徹底した審議の後、小委員会は、文書 HTW 2/8 及び HTW 2/8/2 を、人的因子の問題に取り組み、予備的検討を行った上で小委員会に対して勧告するために設立予定の作業部会 3 に付託した。

E-ナビゲーションの意味に関連した人的因子と訓練の問題

8.12 イタリア (HTW 2/8/1) は、MEPC 66 の成果 (MEPC 66/21 の段落 16.4)、特に E-ナビゲーションのコレスポネンスグループで行われた、既に特定された人的因子、安全に直接関係する 5 つの要因 (FSA)、及び危険と費用便益に関係する 7 つの要因 (RCO) を含む特異的因子の意味に関する広範囲に及ぶ審議を考慮し、海事部門における人員の訓練中にそこで提示された情報を考慮すべきであると提案した。

8.13 続く審議において、以下の見解が示された。

- .1 イタリアにより提供された情報の解釈は、モデルコースの作成、更新、及び検証プロセスのための改正ガイドラインに関して行われた議題 5 における検討よりも優れていると思われる。
- .2 委員会において E-ナビゲーション対応の方向性が未だ決定されていない段階においては、イタリアから提起された E-ナビゲーション関連の問題を検討するのは極めて時期尚早である。

8.14 審議の後、小委員会は、イタリア及び関係する他の代表団と国際組織に対して、小委員会による将来の審議のために関連する提案を提出するよう要請した。

その他の事項

8.15 小委員会は、2014 年の 2 月に東京で開催された「高等教育における海事教育訓練 (MET) についての IAMU フォーラム」の成果に係る文書 HTW 2/INF.2 (IAMU) に含まれる情報を、謝意を以て確認した。

8.16 小委員会は、人的ミスの削減方法として操作及び保守マニュアルに制限言語を導入することに関する文書 HTW 2/INF.3 (IMarEST) に含まれる情報を、謝意を以て確認した。

8.17 小委員会は、船舶における人的因子に関する CyClaDes プロジェクトによる計画活動及び成果に関する文書 HTW 2/INF.6 (WMU) に含まれる情報を、謝意を以て確認した。

8.18 小委員会は、船員の疲労、並びに労働時間、休憩時間、及び最小安全配員に対処する必要性について述べた文書 HTW 2/INF.7 (NI 及び ITF) に含まれる情報を、謝意を以て確認した。

作業部会 3 の設置

8.19 小委員会は、本会議における決定とコメントを考慮し、Moises De Gracia 氏 (パナマ) を議長とする作業部会 3 を設置して以下の作業を付託した。

- .1 後の委員会における承認を目的として、文書 HTW 2/2/1、HTW

2/2/1/Corr. 1、及び III1/18 の附属書を検討し、IACS により提示された見解を考慮した上で、ISM コードに関するポートステートコントロール検査官のためのガイドラインに関する MSC-MEPC. 4 のサーキュラー案を見直し、必要に応じてコメントを提示すること。

- .2 文書 HTW 2/8 (オーストラリア他) 及び HTW 2/8/2 (英国) を検討し、必要に応じて小委員会に勧告すること。

及び

- .3 2015 年 2 月 5 日 (木) に報告書を提出すること。

作業部会 3 の報告

8.20 作業部会 3 の報告書 (HTW 2/WP. 5) を受領の後、小委員会はその内容を全般的に承認し、以下の項に要約した措置を講じた。

ISM コードに関するポートステートコントロール検査官のためのガイドライン

8.21 小委員会は、文書 HTW2/WP. 5 の附属書 1 に記載された「ISM コードに関するポートステートコントロール検査官のためのガイドライン」の MSC-MEPC サーキュラー案を是認し、委員会で承認する観点で、見直しと最終化のために III 小委員会に、同ガイドライン案を送付するよう要請した。

疲労の軽減及び管理に関するガイドライン

8.22 小委員会は MSC/Circ. 1014 疲労の軽減及び管理に関するガイドラインの見直しと改正に関する作業部会のコメント及び特に下記について確認した。

- .1 オーストラリアは、この案件に興味のある加盟国と国際組織と協調して HTW3 に提案文書を提出することを提案した。
- .2 ガイドラインの改正は、小委員会の 2 回の会合 (HTW3 及び HTW4) 完了しなければならない。

9 極海を運航する船舶のための強制コード

9.1 小委員会は、以下の点を再確認した。

- .1 MSC 94 は、極海を運航する船舶のための国際コード (極海コード) の前書

き、I-A 部、及び I-B 部を採択した。

- .2 HTW 1 (HTW 1/21 の第 11.16 項) は、極海を運航する船舶に乗り組む職員及び乗組員の訓練要件に関する STCW 条約及び STCW コード A 部の改正案 (HTW 1/WP.4/Rev.1、附属書 1) の準備状況を確認し、関係する加盟国と国際組織に対し、HTW 2 にコメントと提案を提出するよう要請した。

極海を運航する船舶に乗り組む職員及び乗組員の訓練要件

9.2 米国 (HTW 2/9) は、HTW 1 (HTW 1/WP.4/Rev.1、附属書 1) で作成した予備的な訓練要件に基づき、STCW 条約及びコードに包含するため、極海を運航する船舶に乗り組む職員及び乗組員の訓練要件の改正を提案した。

9.3 続く審議において、以下の見解が示された。

- .1 第 2 章に記載された訓練要件は、ISM コード及び極海域運航手順書との重複を避けるべきである。
- .2 提案された海上業務要件は、極海に限定されている。
- .3 船員が必要とされる海上業務に関する資格を取得するために、海上業務は極海に限定すべきではない。
- .4 必要な海上業務に関する資格の取得については、極海における海上業務において資格を持つ船員が不足することを防ぐ観点から、柔軟性を持たせるべきである。
- .5 もし、資格所得の海上業務が、極海での海上業務に制限してしまうと、資格の取得に使える船舶の数が十分ではないため、氷に被われた海域における航海士の経験を海上業務の資格において考慮すべきである。
- .6 北極海及び南極海に対して別々のモデルコースを作成するのは不適切である。
- .7 管理上の負荷を高める可能性があるため、技能証明書よりも海上業務の文

書証拠について検討すべきである。

9.4 徹底した審議の後、小委員会は、極海を運航する船舶に乗り組む職員及び乗組員の訓練要件に関する STCW 条約及びコードの改正案を作成するため、当該文書を作業部会 1 に付託した。

極海を運航する船舶に乗り組む船員の訓練及び資格証明要件の移行措置

9.5 中国 (HTW 2/9/1) は、極海を運航する船舶に乗り組む船員の訓練及び資格証明要件に関する極海コードの発効日以降の移行措置に関する、極海コードに関連した STCW コードの改正案を提案した。

9.6 続く審議において、以下の見解が示された。

- .1 短期的にしか有効ではない暫定ガイダンスは支持できない。
- .2 条約の要件を実施する負荷が多いため、暫定条項の実施作業により、主管庁の負荷が追加されることを避けるべきである。
- .3 移行期間中の要件は B 部第 5 章 g 節に規定されているので、これ以上の暫定条項は必要無い。
- .4 暫定条項に関するガイダンスを提供するサーキュラーを発行する必要はない。
- .5 移行措置の間の海上業務については、更なる検討が必要である。

9.7 審議の後、小委員会は、極海を運航する船舶に乗り組む職員及び乗組員に対する移行措置に関しての STCW コードの改正案の検討と作成のため、当該文書を作業部会 1 に付託した。

作業部会 1 に対する指示

9.8 小委員会は、総会の決定とコメントを考慮し、以下の作業を行うよう作業部会 1 に指示した。

- .1 文書 HTW 2/9 (米国) 及び HTW 2/9/1 (中国) について検討し、極海を運航する船舶に乗り組む職員及び乗組員の訓練要件に関して、移行措置を含めて STCW 条約及びコードの第 5 章の改正案を作成する。
- .2 2015 年 2 月 5 日 (木) に報告書を提出すること。

作業部会 1 の報告

9.9 作業部会 1 の報告書 (HTW 2/WP. 3) を検討し、小委員会はその内容を全般的に承認し、以下の項に要約した措置を講じた。

極海を運航する船舶に乗り組む職員及び部員の訓練要件

9.10 小委員会は、附属書 2 に記載した STCW 条約の改正案、極海での船舶の運航に従事する船長及び航海士の改正訓練要件に各々対応する附属書 3 及び 4 改正案を是認し、MSC96 での採択を視野に、それらの承認を委員会に求めた。

9.11 これに関連して、ICS 及び BIMCO に支持されたロシアと CLIA の代表団は、附属書 9 に示した発言を行った。

9.12 さらに、小委員会は、IGF コードに従って船内での業務に従事する船長、職員及び部員の免許の更新に関して、STCW 条約 1/11、A 部 1/11 及び B 部 1/11 表に対する同様の改正が必要であるという作業部会の見解を確認した。このため、小委員会は、もしこれらが採択の段階で含むことができれば決定し、もしそうでなければ、今後の方針を小委員会にアドバイスすることを委員会に要請することに合意した。

10 STCW の旅客船の安全訓練の見直し

10.1 小委員会は、以下の点を再確認した。

- .1 MSC 91 は、委員会の次期 2 年間の議題に「旅客船の訓練」に関する成果を含めた。また、当該項目の完了には 2 回の会合を要するとして、STW 44 に対し、STW 45 (HTW 1 に名称変更) の暫定議題に当該項目を含めるよう指示した。
- .2 HTW 1 は、米国が調整役を務めるコレスポнденスグループを設置し、文

書 HTW 1/13 及び Corr.1 (米国)、HTW 1/13/1 (ITF)、及び総会で示された見解を考慮し、旅客船の安全訓練の訓練要件の見直し案を提示するための STCW 条約及びコードの第 5 章の改正案を用意し、HTW 2 に報告書を提出するよう指示した。

- .3 MSC 93 は、小委員会の 2 年間の状況報告及び SDC 2 の暫定議題の中に、「旅客船の損傷制御訓練に関する SOLAS 条約の第 II-1 章及び関連ガイドラインの改正」に関連する、2016 年の完成を目標とした新たな計画外成果を含め、SDC 小委員会から要請された場合には HTW 小委員会と協力することで合意した。

10.2 小委員会は、MSC 93 において、作業部会の「旅客船の安全」に関する報告を考慮し、STCW の旅客船の安全訓練 (MSC 93/22、段落 6.26.4) の見直しに関する既存の計画成果 5.2.2.2 の中に「強化された損傷時復原性訓練」の項目を入れるよう、HTW 2 に指示したことを確認した。

旅客船の安全訓練に関する訓練要件の見直し案

10.3 米国 (HTW 2/10/1) は、旅客船の安全訓練に関する訓練要件の見直し案の作成に関するコレスポンドンスグループの作業の成果についての情報を提供した。

10.4 CLIA 他 (HTW 2/10/2) は、文書 HTW 2/10/1 に示された、STCW 条約及びコードにおける旅客船の訓練の見直し及び改正を検討するコレスポンドンスグループの作業の成果に関してコメントを公表した。

10.5 これに関して米国の代表団は、以下の問題について、提案された旅客船の安全訓練に関する訓練要件の見直し案が最終的に策定される前に、小委員会の中で原則的に合意しておく必要があると小委員会に勧告した。

- .1 既存の訓練要件のレベルを引き下げてはならない。
- .2 訓練のレベルについて合意しておく必要がある。
- .3 既存の訓練要件との重複があってはならない。

- .4 訓練修了の証拠。
- .5 提案された訓練の構成。
- .6 コース承認の要件。
- .7 船上での任務が指定される前に実施されなければならない訓練。

10.6 続く審議において、以下の見解が示された。

- .1 旅客船の精通訓練は、独立したコースであってはならず、規則 VI/1 に基づく強制的な一連の精通訓練の一部として会社が組み込み、全員に対して実施しなければならない。
- .2 数カ国の代表団からは、基本訓練及び上級訓練の 2 段階の安全訓練を希望したが、大多数の代表団は、3 段階の安全訓練を希望した。
- .3 非常時に乗客を助ける任務を負った船長、職員、部員、及びその他の乗組員に対しては、当該の任務に就く前に、乗務する船舶向けの基本訓練を受けさせた上で、マスターリストに含めなければならない。
- .4 上級訓練は、旅客船において非常時に管理、指揮、及び監督を行う任務を負った船長、職員、及び乗組員に対する、承認された陸上訓練で構成されていなければならない。
- .5 特に、雇用契約上は非常時の役割又は任務が制限されているか、或いは割り当てられずに船舶に乗り組む、或いは働く乗組員の場合、訓練及び訓練要件の適用可能性とは別に、訓練を構成する指導内容を明瞭にしておく必要がある。
- .6 訓練のレベルを確認するため、割り当てられた船上の非常時の業務、及び必要とされる能力の評価を実施しなければならない。
- .7 既存の基本訓練及び他の特定の訓練との重複を避けるべきである。
- .8 能力を示すためには「文書証拠」で十分であり、船上での訓練の証拠は保持されるべきである。
- .9 船上での任務が割り当てられる前は、訓練の提供に関して柔軟に対応すべきである。

.10 船員が船上で取り組む任務に訓練の焦点を当てるべきである。

10.7 上記を踏まえ、小委員会は以下の内容で合意した。

- .1 既存の訓練要件のレベルを引き下げてはならない。
- .2 3 階層の訓練構成を採択すべきである。
- .3 既存の訓練要件との重複があってはならず、基準の一貫性が保たれていないなければならない。
- .4 訓練の証明としては、「文書証拠」で十分である。
- .5 第 1 階層に対しては能力表は不要であるが、第 2 及び第 3 階層には能力表を定義する必要がある。
- .6 最上位及び中間層のコースの承認の必要性について、作業部会において詳細に検討する可能性がある。
- .7 訓練は、船上での職務に携わる前に受けなければならない。

10.8 徹底した審議の後、小委員会は、委員会の承認を目的として小委員会で検討するため、訓練関連事項の詳細な検討、及び旅客船の訓練要件の改正に関連する STCW 条約及びコードの改正案を用意するよう、上記の文書を設置予定の作業部会 2 に付託した。

強化された損傷時復原性訓練

10.9 CLIA (HTW 2/10/3) は、強化された損傷時復原性訓練プログラムに関連したクルーズ船安全フォーラムにおける成果について再確認し、小委員会が STCW の旅客船向け保安訓練の見直しを行う際に、強化された損傷時復原性訓練に関する審議の基礎となるコメントを発表した。

10.10 続く審議において、以下の見解が示された。

- .1 管理職位にある航海士並びにすべての職員に対する訓練の適用可能性について懸念があり、適用範囲を明確化する必要がある。
- .2 一部に第 2 章の訓練要件との重複が見られる。
- .3 期待された成果を得るには更なる明確化が必要である。
- .4 この段階で提案を検討するのは時期尚早である。

10.11 審議の後、小委員会は、CLIA から提起された問題を詳細に検討し、「旅客船の被害対策訓練に関する SOLAS 条約の第 II-1 章及び関連ガイドラインの改正」に関連する SDC 2 の成果が出る前に、強化された損傷時復原性訓練の訓練要件を作成するのは時期尚早であるとの見解で合意した。

作業部会 2 に対する指示

10.12 小委員会は、本会議のコメント及び決定を考慮し、以下の作業を行うよう作業部会 2 に指示した。

- .1 文書 HTW 2/10/1 (米国) 及び HTW 2/10/2 (ICS、CLIA、及び INTERFERRY) に関して検討し、委員会の承認を目的として小委員会で検討するため、旅客船の訓練要件の改正案を提示する STCW 条約及びコードの改正案を準備すること。
- .2 2015 年 2 月 5 日 (木) に報告書を提出すること。

作業部会 2 の報告

10.13 作業部会 2 の報告書 (HTW 2/WP.4) を検討し、小委員会はその内容を全般的に承認し、以下の項に要約した措置を講じた。

旅客船の安全訓練に関する訓練要件の見直し案

10.14 小委員会は、職員、部員及び他の人員への矛盾のない適応に関する、作業部会の議

論に注目した。

10.15 基本的に小委員会は、規則 5/2 及びコード A5/2 章の修正案を是認し、そして HTW 3 の検討のために、文書 HTW2/WP.4,annex 1 の内容に基づき、コメントと提案を提出するよう加盟国及び国際組織に要請した。

10.16 前述を考慮し、小委員会は STCW 旅客船に特定した安全訓練の完成年度を 2016 年度に延期した。

11 原油タンカーにおける火気使用作業手順の訓練

11.1 小委員会は、以下の点を再確認した。

- .1 MSC 91 は、委員会の次期 2 年間の議題に「原油タンカーにおける火気使用作業手順の訓練」に関する成果を含め、その作業に 1 回の会合を要するとして、STW 小委員会を調整組織に指名し、STW (HTW に名称変更) 小委員会の要請を受けた場合には、FP (現在は SSE に名称変更) 小委員会が協力することとした。
- .2 火気使用作業手順に関するリスク管理オプション 8 に存在する多数の課題は、STCW 条約及びコードの 2010 マニラ改正の A 部第 5 章 1 節において対応されており、HTW 1 で検討すべき文書が提出されていないため、小委員会は、更なる検討を HTW 2 に延期した。

11.2 小委員会は、火気使用作業手順に関連した訓練については STCW 条約及びコードの 2010 マニラ改正の A 部第 5 章 1 節において対応されており、過去 2 回の会合で、小委員会で検討するために提出された文書が無かったことを確認し、委員会に対して議題 16 を審議する際に、この成果を 2 年間の議題から削除するよう要請することで合意した。

12 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度 (GMDSS) の詳細な見直しの概要 1 回目

12.1 小委員会は、MSC 90 が、2017 年の完成を目標とした、「海上における遭難及び安全に関する世界的な制度 (GMDSS) の見直しと現代化」に関する計画外成果を、COMSAR、NAV、及び STW 小委員会の 2012 年から 2013 年の 2 年間における議題及び COMSAR 17 並びに STW 44 の暫定議題に含め、COMSAR 小委員会を調整組織に指定した上で、NAV 及び STW 小委員会と協

力することを再確認した。

13.2 小委員会は、検討のために提出された文書が無いこと、或いは NCSR 1 から見直しを付託された文書が無いことを確認し、NCSR 2 からの情報或いは照会が保留中のため、更なる検討については HTW 3 まで延期した。

13 E-ナビゲーション戦略実施計画

13.1 小委員会は、HTW 1 において、いかなる訓練要件を検討することも時期尚早であり、SIP (HTW 1/21 の第 20.9 から 20.13 項) の最終的な策定を保留することで合意したことを再確認した。

13.2 小委員会は、MSC 94 において、文書 NCSR 1/28 の附属書 7 に示した E-ナビゲーション戦略実施計画 (SIP) が承認されたことを確認した。

13.3 小委員会は、MSC 94 において SIP が承認されたことを考慮し、議題 16 を審議する際に、この成果を 2 年間の議題から削除するよう委員会に要請することで合意した。

14 容器に収納した状態の危険物の海上輸送に関して、船主及び船員が関連する IMO 規定を適切に実施するためのガイドライン

14.1 小委員会は、以下の点を再確認した。

.1 MSC 92 は、2015 年の完成を目標とした、「容器に収納した状態の危険物の海上輸送に関して、船主及び船員が関連する IMO 規定を適切に実施するためのガイドラインの作成」に関する成果を、HTW 小委員会の 2014 から 2015 年の 2 年間の議題及び HTW 1 の暫定議題に含め、HTW 小委員会の要請がある場合に限り CCC 小委員会と協力することとした (MSC 92/26、23.9 項)。

.2 HTW 1 は、容器に収納した状態の危険物の海上輸送に関して、船主及び船員が関連する IMO 規定を適切に実施するためのガイドラインの草案を CCC 小委員会に送ることは時期尚早であるということで合意した。その結果、共同提案者及びその他の関係する加盟国及び国際組織に対して、小委員会の今次会合における検討のために改正案を提出するよう要請した。

14.2 オーストラリアその他 (HTW 2/14) は、既存の IMO 規定の要件を満たすため、容器

に収納した状態の危険物の海上輸送に携わる従事者に適切な訓練を提供する義務を持つ組織を対象に想定した、容器に収納した状態の危険物の海上輸送に関して、船主及び船員が関連する IMO 規定を適切に実施するためのガイドラインの改正案を提案した。

14.3 続く審議において、以下の見解が示された。

- .1 改正ガイドラインは、以下のとおりであること。
 - .1 特に陸上の人員の作業に関して、危険物の取扱に関する要件の実施を強化すること。そして
 - .2 既存の IMO の要件を明確化すること。
- .2 STCW 条約及び ISM コードに関する参照には、見直しが必要である。
- .3 小委員会により作成された容器に収納した状態の危険物の海上輸送に関して、船主及び船員が関連する IMO 規定を適切に実施するためのガイドラインの改正案は、委員会による承認の前に、CCC 2 に渡してコメントを得るべきである。

14.4 審議の後、小委員会は、詳細な検討、及び容器に収納した状態の危険物の海上輸送に関して、船主及び船員が関連する IMO 規定を適切に実施するためのガイドラインの草案を作成するために設置された作業部会 3 に対して、小委員会による検討のため、当該文書を付託した。

作業部会 3 に対する指示

14.5 小委員会は、本会議のコメント及び決定を考慮し、以下の作業を行うよう作業部会 3 に指示した。

- .1 小委員会で検討の後、委員会で承認を受けることを目的として、CCC 2 からコメントを得るため、文書 HTW 2/14 を検討し、容器に収納した状態の危険物の海上輸送に関して、船主及び船員が関連する IMO 規定を適切に実施するためのガイドラインの草案を作成すること。
- .2 2015 年 2 月 5 日（木）に報告書を提出すること。

作業部会 3 の報告

14.6 作業部会の報告書 (HTW 2/WP.5) を受領の後、小委員会はその内容を全般的に承認し、以下の項に要約した措置を講じた。

14.7 小委員会は、文書 HTW2/WP.5 の附属書 2 に記載した *容器に収納した状態の危険物の海上輸送に関して、船主及び船員が関連する IMO 規定を適切に実施するためのガイドラインの MSC サークュラー案を是認した。そして、委員会が承認する観点で、見直しと最終化のために CCC 小委員会に送付するよう要請した。*

15 条約の対象外の船舶に対する規則に関する非強制規定

15.1 小委員会は、MSC 92 が以下を行ったことを再確認した。

- .1 2015 年の完成を目標とした、条約の対象外の船舶に対する規則に関する非強制条項の作成に関連する成果を、III 小委員会を調整組織として、HTW 小委員会の 2014 年から 2015 年の 2 年間の議題及び HTW 2 の暫定議題に含めた。
- .2 他の小委員会を参加させる前に、委員会に報告するよう III 小委員会に指示した。

15.2 小委員会は、上記の第 15.1.2 項に示した委員会の指示を確認し、委員会からの追加の指示を保留して更なる検討を延期し、議題 16 の審議の際に、この成果を次期 2 年間の議題に移行するよう委員会に要請することで同意した。

16 HTW 3 の 2 年間の議題及び暫定議題

2 年間の状況報告

16.1 小委員会は、文書 MSC 94/21 の附属書 25 及び 26 に示された通り、小委員会の 2014 年から 2015 年の改正された 2 年間の議題及び HTW 2 の暫定議題が MSC 94 において承認されたことを再確認した。

16.2 小委員会は、今次会合における進捗を考慮し、MSC 95 で検討するために、附属書 5 に示した 2 年間の状況報告 (HTW 2/WP.2 の附属書 1) を用意した。

2016 年から 2017 年の 2 年間のために提案された 2 年間の議題及び HTW 3 の暫定議題

16.3 会合における進捗及び MSC 94 における関連する決定を考慮し、小委員会は、MSC 95 における検討のため、それぞれ附属書 6 及び 7 に示す 2016 年から 2017 年の 2 年間に於ける提案された 2 年間の議題 (HTW 2/WP.2 の附属書 2) 及び HTW 3 の提案された暫定議題 (HTW 2/WP.2 の附属書 3) を用意した。

次回会合のための準備

16.4 小委員会は、次回会合では以下の候補から対象を選択し、それに関する作業部会及び起草部会を設置することで合意した。

- .1 検証されたモデル訓練コース (議題 3)
- .2 2010 マニラ改正の実施に関するガイダンス (議題 6)
- .3 疲労に関するガイドラインの改正 (議題 8)
- .4 STCW の旅客船の保安訓練見直し案 (議題 9)
- .5 旅客船の損傷制御訓練に関する SOLAS 条約の第 II-1 章及び関連ガイドラインの改正 (議題 10)
- .6 海上における遭難及び安全に関する世界的な制度 (GMDSS) の詳細な見直しの概要 1 回目 (議題 11)
- .7 SOLAS 条約及び関連規定における避難経路表示及び設備位置表示に関する要件の改正 (議題 12)
- .8 IGF コードの改正及び低引火点燃料に関するガイドラインの作成 (議題 13)

このため、議長は、個々の事項について受領する提出物を考慮し、上記部会の最終選択について、HTW 3 に十分間に合うように作業することを勧告した。

次回会合の日程

16.5 小委員会は、小委員会の第 3 回会合の日程は、暫定的に 2016 年の 2 月 1 日から 5 日に予定されていることを確認した。

17 2016 年度の議長及び副議長の選出

17.1 海上安全委員会の手続き規定に従い、小委員会は全会一致で Brad Groves 氏（オーストラリア）を 2016 年度の議長として、また Mayte Medina 氏（米国）を同じく副議長として再度選出した。

18 その他の議題

ECDIS 関連の IMO サーキュラーの統合

18.1 小委員会は、NCSR 1/WP.8 の附属書 1 に示す ECDIS に関する MSC サーキュラー案一 *優れた実践のためのガイダンス* を NCSR 1 が是認し、後に委員会より承認を得るため小委員会に送付し、特に ECDIS の訓練及びシミュレータの使用に関する条項について見直すよう要請したことを確認した。

18.2 続く審議において、小委員会は正確性と一貫性を確保するために、STCW 条約及びコードの参照の一部に見直しが必要であるという見解に至った。

18.3 若干の審議の後、小委員会は、小委員会での検討とそれに続く MSC 95 での承認のため、前述のサーキュラーを作業部会 2 に付託し、見直しと最終的な策定を行うよう要請した。

作業部会 2 の設置

18.4 小委員会は、本会議における決定とコメントを考慮し、Maryanne Adams 氏（マーシャル諸島）を議長とする作業部会 2 を設置して以下の作業を付託した。

- .1 1978 年の STCW 条約の改正版に規定された報告と情報の伝達に関する締約

国の義務を遵守するため、文書 HTW 2/6/1（中国）を検討し、固有の GISIS モジュールを作成する場合のガイダンスを作成すること。

- .2 文書 HTW 2/10/1（米国）及び HTW 2/10/2（ICS、CLIA、及び INTERFERRY）に関して検討し、委員会の承認を目的として小委員会で検討するため、旅客船の訓練要件の改正案を提示する STCW 条約及びコードの改正案を準備すること。
- .3 小委員会で検討の後、委員会で承認を受けることを目的として、文書 HTW 2/18/2（事務局）及び NCSR 1/WP.8 の附属書 1（事務局）を検討し、特に、ECDIS の訓練とシミュレータの使用に関する条項を中心に、ECDIS に関する MSC サーキュラー案—*優れた実践のためのガイダンス*を見直すこと。
- .4 2015 年 2 月 5 日（木）に報告書を提出すること。

作業部会 2 の報告

18.5 作業部会 2 の報告書（HTW 2/WP.4）を検討し、小委員会はその内容を全般的に承認し、以下の項に要約した措置を講じた。

ECDIS に関する IMO サーキュラーの強化

18.6 小委員会は、附属書 8 に記載した ECDIS の—*優れた実践のためのガイダンス*に関する MSC サーキュラー案を是認し、委員会に承認を要請した。

船員の訓練、資格証明及び当直の基準に関する国際条約（STCW）の 1978 年改正案に基づく船員の休憩時間の証明書、及び旗国の配員要件に関するポーステートコントロール検査官のためのガイドライン

18.7 小委員会は、III 1 が、*船員の訓練、資格証明及び当直の基準に関する国際条約（STCW）の 1978 年改正案に基づく船員の休憩時間の証明書、及び旗国の配員要件に関するポーステートコントロール検査官のためのガイドライン*（III 1/18 の附属書 5）に関する MSC サーキュラー案について合意し、その後の委員会で承認を受ける目的で、特に、角括弧で囲んだ文面を含む第 6.2.24、6.2.26、6.4.2.2、7.2.7、7.3.2.4、及び 7.3.2.14 項を中心に、全般的に見直すために HTW 小委員会に草案を付託したことを確認した（HTW 2/18/3 及び

HTW 2/2/1/Corr.1)。これに関連して、事務局は、前述の MSC サーキュラー案の表題には編集上の誤りがあり、正しくは、「船員の訓練、資格証明及び当直の基準に関する国際条約 (STCW) の 1978 年改正案に基づく船員の休憩時間の証明書、及び旗国の配員要件に関するポートステートコントロール検査官のためのガイドライン」であることを明らかにした。

18.8 続く審議において、以下の見解が示された。

- .1 STCW 条約には同等の能力に関する条項が無い。
- .2 ガイドラインの草案には、その内容と STCW 条約の参照の間の整合性に関して多くの懸念がある。
- .3 このサーキュラーの草案の意図が不明確である。
- .4 このサーキュラーの草案は、最終的な策定化の前に徹底した見直しが必要である。
- .5 III 小委員会での更なる見直しを保留し、検討を HTW 3 まで延期すべきである。

18.9 審議の後、小委員会は、委員会で承認を受けることを目的として、角括弧で囲んだ文面を含む第 6.2.24、6.2.26、6.4.2.2、7.2.7、7.3.2.4、及び 7.3.2.14 項を中心に、全般的に見直すために、前述の MSC サーキュラー案（文書 III 1/18 の附属書 5）を人的因子の問題に関連する作業部会 3 に付託した。

作業部会 3 に対する指示

18.10 小委員会は、総会の決定とコメントを考慮し、以下の作業を行うよう作業部会 3 に指示した。

- .1 文書 HTW 2/18/2（事務局）及び III 1/18 の附属書 5 を検討し、その後の委員会で承認を受ける目的で、特に、第 6.2.24、6.2.26、6.4.2.2、7.2.7、7.3.2.4、及び 7.3.2.14 項において、船員の訓練、資格証明及び当直の基準に関する国際条約 (STCW) の 1978 年改正案に基づく休憩時間、船員の証明書、及び旗国の配員要件に関するポートステートコントロール検査官のためのガイドラインに関する MSC サーキュラー案を見直すこと。

- .2 2015年2月5日(木)に報告書を提出すること。

作業部会3の報告

18.11 作業部会3の報告書(HTW 2/WP.5)を検討し、小委員会はその内容を全般的に承認し、以下の項に要約した措置を講じた。

18.12 船員の訓練、資格証明及び当直の基準に関する国際条約(STCW)の1978年改正案に基づく休憩時間、船員の証明書及び旗国の配員要件に関するポートステートコントロール検査官のためのガイドラインに関するMSCサーキュラー案に関する作業部会のコメント(HTW2/WP.5の20~23項)に注目した。そして、

- .1 小委員会Ⅲに上記のコメント及び特に、HTW3でさらに検討を行うことを伝えるよう委員会に依頼した。
- .2 加盟国及び国際組織にさらに検討するためHTW3にコメント及び提案を提出するよう要請した。
- .3 米国は、この問題に興味のある加盟国及び国際組織と協調して、HTW3に文書を提出する用意があることを申し入れたことに注目した。

18.13 小委員会は、また、ポートステートコントロールガイドラインの将来の見直し及び開発に関して関連のガイドラインの作成で関係する技術小委員会からの早期の情報の提供の要請を、小委員会Ⅲに要望した。

1974年のSOLAS条約及び関連する強制条項の改正案の起草に関するガイダンス

18.14 小委員会は以下の点を確認した。

- .1 MSC 93は、1974年のSOLAS条約及び関連する強制条項の改正案の起草に関する暫定ガイダンスを承認した。
- .2 MSC 94は、1974年のSOLAS条約及び関連する強制条項の改正案の起草に関する暫定ガイダンスに関するMSC.1/Circ.1500を承認し、その下部組織に対し、即座にガイダンスの使用を開始するよう指示した。

18.15 米国の代表団は、MSC.1/Circ.1500の脚注に関して、当該のガイダンスを評価した

上で、これを STCW 条約にも適用し、STCW 条約の脚注の役割を明確化すべきことを確認した。

18.16 ノルウェーの代表団は、脚注の役割に関する共通理解が必要であることを確認した。

18.17 これに関連して、小委員会は、STCW 条約の脚注に関する分析を行い、報告書を HTW3 に提出するよう事務局に指示した。

STCW 条約の第 8 条の下で発行された制度

18.18 小委員会は、2013 年及び 2014 年に承認された制度について、STCW 条約の第 8 条に従って締約国が作成した提出物に関する事務局の情報（文書 HTW 2/18 及び補遺）を確認した。また小委員会は、文書 HTW 2/18 の附属書に示す通り、書式に従い発行された制度に関する情報を提出するよう加盟国に要請した。

18.19 これに関連して、スペインの代表団は、船長及び機関長に対して発行された多数の制度を確認し、STCW 条約の第 8 条(I)は、船長及び機関長に対し制度を提供するものではなく、不可抗力が働いた場合を除いて、可能な限り短期間のみ有効であることを小委員会に確認させた。

その他の問題

海事訓練に利用可能なシミュレータの情報

18.20 小委員会は、MSC 81 が、海事訓練に利用可能なシミュレータに関する情報の提供を加盟国に要請する MSC.1/Circ.1209 を承認したことを確認した。事務局は、複数の加盟国から情報の提供を受け、GISIS データベースに情報を追加した。この情報は「読み取り専用」で一般公開されている。事務局は、事務局が GISIS データベースの情報を更新できるよう、まだ情報を提供していない加盟国に対し、早急に対応するよう要請した。

STCW 条約の規則 I/8 及び STCW コードの A 部第 I/8 節に準拠した独立評価報告

18.21 小委員会は、STCW 条約の規則 I/8 及び STCW コードの A 部第 I/8 節に準拠した独立評価の報告書を提出する必要があることを加盟国に確認させた。更に 5 年以下の間隔で定期的に各締結国の資質基準システムの独立評価を実施し、その評価について事務局長に報告しなければならないことも確認した。これに関連して小委員会は、STCW 締約国に対し、STCW 条約の規則 I/8 及び STCW コードの A 部第 I/8 節に準拠した独立評価を事務局長に直ちに報告するため、MSC.1/Circ.1164/Rev.13 を参照するよう要請した。

19 海上安全委員会に対する報告

19.1 海上安全委員会は、その第 95 回会合において、以下の行動を要請される。

- . 1 MEPC68 に同時に承認される、モデル訓練コースの策定、改正、並びに検証に関する指針の改正に関する MSC-MEPC サーキュラーの承認 (5.8 項及びアネックス 1)
- . 2 委員会での承認を視野に、改正と最終化のため III 小委員会に ISM コードに関する PSC 官のガイドライン案を送付すること (8.21 項)
- . 3 極海での船舶を運航する船長及び航海士の改正された訓練要件に関し、MSC 決議、STCW サーキュラー、STCW 条約及びコード A, B の改正案の承認 (9, 10 項及び附属書 2, 3, 4)
- . 4 IGF コードに準拠した船舶で従事する船長、職員及び部員の資格証明に関する妥当性に関する再確認の条項を含める必要を認識し、このため、小委員会は、もしこれらが採択の段階で含むことができれば決定し、もしそうでなければ、今後の方針を小委員会にアドバイスすることを委員会に要請する。(9.12 項)
- . 5 旅客船の安全訓練の STCW の見直しについて、その完成期限を延期して 2016 年にする (10.16 項)
- . 6 容器に収納した状態の危険物の海上輸送に関して、船主及び船員が関連する IMO 規定を適切に実施するためのガイドラインの MSC サーキュラー案を、委員会で承認する観点で、見直し及び最終化するために CCC 小委員会に送付すること (14.7 項)
- . 7 小委員会の 2014-2015 の 2 年間の状況報告を承認すること (16.2 項及び附属書 5)
- . 8 小委員会の 2016-2017 の 2 年間の議題を承認すること (16.3 項及び附属書 6)
- . 9 HTW3 の暫定議題を承認すること (16.3 項及び附属書 7)
- . 10 優れた実践の ECDIS ガイダンスの MSC サーキュラー案を承認すること (18.6 項及び附属書 8)
- . 11 船員の訓練、資格証明及び当直の基準に関する国際条約 (STCW) の 1978 年改正案に基づく休憩時間、船員の証明書及び旗国の配員要件に関するポートステートコントロール検査官のためのガイドラインに関する MSC サーキュラー案及についての小委員会野コメント及び特に今後の作業が HTW 3 で実施予定であることを、III 小委員会に伝えること。(18.12 項)
- . 12 ポートステートコントロールガイドラインの将来の見直し及び開発に関して関連のガイドラインの作成で関係する技術小委員会からの早期の情報の提供の要請を、小委員会 III に要望する。(18.13 項) そして、

.13 総論として報告を承認してください。

19.2 海洋環境保護委員会は、その第 68 回会合における作業として、以下を要請された。

- .1 MEPC95 と同時に承認される、モデル訓練コースの策定、改正、並びに検証に関する指針の改正に関する MSC-MEPC サーキュラーの承認
- .2 委員会での承認を視野に、改正と最終化のため III 小委員会に ISM コードに関する PSC 官のガイドライン案を送付すること (8.21 項)
